

**佐倉市男女平等参画審議会
令和6年度第2回会議 会議録**

日 時：令和6年7月29日（月）午前10時00分から

会 場：佐倉市役所 議会棟第3委員会室

出席者：

<審議会委員>坂元真理子委員、吉森久美子委員、小林雅美委員、
遠藤恵子委員、高島史暁委員、土屋栄徳委員、田中百合江委員、
<事務局>自治人権推進課[課長、担当3名]、こども家庭課 [担当1名]
佐倉市男女平等参画推進センター指定管理者 [3名]

次第等：

◆議題

(1) 佐倉市男女平等参画基本計画【第4期】進行管理調査結果（令和5年度）について

午前10時00分 開会

【事務局】

ただいまから、佐倉市男女平等参画審議会 令和6年度第2回会議を開催いたします。

それでは、これより先の議事進行を、佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条に基づき、会長にお願いしたいと存じます。

【会長】

それでは、議事に入らせていただきます。

佐倉市男女平等参画推進条例施行規則第5条第2項に、「委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない」と定められております。本日の出席委員は、7名でございますので、11名の半数を超えております。したがいまして、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。

そして、会議録作成のため、事務局で録音をしておりますこと、また、要約のかたちで会議録を作成することになっておりますことを、ご了承ください。

それでは佐倉市男女平等基本計画第4期の進行管理の調査結果に移ります。事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

男女平等参画審議会では、毎年、男女平等参画基本計画に記載されている各事業の実施状況を評価していただいています。

評価につきましては、重点事業 26 事業を審議会で評価していただきます。重点事業以外の事業につきましては、必要に応じて提言を行っていただきます。

評価基準は、A, B, C, D, E の 5 段階に分かれております。

委員の皆様にご評価いただきましたら、事務局で点数化をし、平均点を算出します。A 評価は 5 点、B 評価は 4 点、C 評価は 3 点、D 評価は 2 点、E 評価は 1 点として、1 事業の平均点を算出します。算出した平均点を総合評価として作成した資料をもとに、第 3 回の審議会で審議いただき、審議会として、重点事業の総合評価を決定していただきます。

最後に、佐倉市人権施策・男女平等参画施策推進会議で報告します。その後、事業担当課及び全庁にフィードバックし、2 月頃に調査結果及び重点事業の総合評価を市のホームページで公表する予定です。

【会長】

説明がありました評価の流れ及び評価方法について、質問のある方はお願いします。

【委員】

大量の紙資料のやり取りではなく、もっとシンプルなやり方で意見交換をする方がもっと大事だろうなと思いました。

【事務局】

このやり方は、今まで積み上がってきたものではありませんが、紙のやり取りではなく、データでやり取りさせていただけたら、紙の削減にもなります。

【委員】

本当は、一般企業のようにアンケートを集計するようなシステムを構築して、全部そこで行えば、評価点も一瞬で計算してくれますし、データとしても残っていきます。

【事務局】

現実的にそこまでは難しいです。

【委員】

ある時期までは、資料はこんなに厚くなくて、1 事業 2 分の 1 ページくらいにお

さまっていたが、事業に対する説明が少なく、A～Eの評価判断ができない。ということになり、これだけのフォーマットを作って、1事業2～3ページになった結果、分厚くなった経緯があります。

【委員】

これをもう少し簡易にできたらいいなと思います。

【会長】

質問はよろしいですか。次に移らせていただきます。

【事務局】

それでは事業について、基本目標ごとに説明します。初めに、基本目標Ⅰ人権の尊重です。人権の尊重は、男女平等参画を進めるうえで、基盤となるもので、性別による固定的な役割分担意識の解消・DVの防止・あらゆるハラスメントの防止などの取組みがより一層求められています。このような背景を踏まえ、性差別と人権侵害を許さない社会づくりを進めるとともに、あらゆる場における男女平等教育・学習の推進をはかることを掲げています。

事業 No. 1<人権尊重についての広報・啓発>です。人権啓発パンフレットの配布や講演会、学習会等を開催します。所管は自治人権推進課です。今年度は、昨年度に引き続き、市広報番組で人権特集を放送しました。また、市内小学生を対象とした「人権教室」、「人権出前授業」や小学5・6年生を対象に人権標語コンテストを実施しました。

事業 No. 12<セクハラ、DVに関する情報提供>です。所管は自治人権推進課とこども家庭課です。自治人権推進課では、所管施設である佐倉市男女平等参画推進センターにおいて、DVに関する展示物や関連図書の貸し出し、啓発活動等を中心に行っています。こども家庭課は、実際に市民からのDV被害に関する相談を受理し、保護の支援までを行う部署です。支援に加えて、啓発リーフレットの自治会回覧や公共施設での配架等の情報提供も行っています。

事業 No. 15<DV被害者に接する関係職員への研修機会の提供>です。DV被害者に接する関係職員に対して、被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、研修機会の提供を行います。所管課は、こども家庭課です。こども家庭課は、実際に市民からの相談を受ける部署ですので、職員の高い対応スキルが求められます。外部研修に積極的に参加し、研修内容については、関係職員等への周知も行っています。ま

た、DV 被害が疑われる市民を職員が発見した際に適切に対応できるよう、こども家庭課・障害福祉課・高齢者福祉課合同で研修を実施するなど、職員のスキルアップを積極的に図っています。

事業 No. 19<市の相談機能及び関係機関との連携の強化>です。地域包括支援センター、民生委員・児童委員、主任児童委員と連携し、各世代及びニーズに応じた相談を行います。所管は高齢者福祉課とこども家庭課です。高齢者の虐待等に関する相談については、高齢者の相談窓口である地域包括支援センターや高齢者福祉課が対応し見守り支援を行っています。高齢者以外の虐待等については、こども家庭課や関係各課が連携をして対応をしています。

事業 No. 20<緊急保護等を求める家庭内等暴力被害者の支援>です。DV 及び児童虐待を担当するこども家庭課、高齢者虐待を担当する高齢者福祉課、障害者虐待を担当する障害福祉課が所管となっています。関係各課・機関が密に連携して支援を行っています。

事業 No. 26<被害者の早期発見に向けた機関の連携>です。所管は高齢者福祉課、障害福祉課、母子保健課です。母子保健などの保健事業や、要介護認定、障害程度区分認定調査において、家庭内暴力等被害者を早期に発見し、相談機関につなげていくとしています。

事業 No. 30<男性の育児や介護に関する情報と学習機会の提供>です。男女が共に育児や介護にかかわることの重要性について理解を深め、男性の積極的な参加をうながすための情報や学習機会の提供を行います。女性が担うことが多いといわれている育児や介護について、性別にかかわらず共に参加を促すための学習機会を提供しています。所管は、高齢者福祉課、こども保育課、母子保健課です。高齢者福祉課では認知症サポーター養成講座を毎年開催しており、令和5年度は参加者全体の約45%が男性でした。また、地域包括支援センターでも、介護者教室等の講座を実施し、参加者全体の約25%が男性でした。こども保育課では子育て講座を、男性が参加しやすいように土曜日に開催しました。母子保健課では、夫婦で参加するパパママクラスの開催や、男女が育児に関わることへの理解を促す情報提供を行っています。

事業 No. 31<固定的な性別役割分担意識や慣行の見直しの促進>です。「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や慣行を見直し、男女が共に参

画して社会づくりを進める意識の浸透を図るための情報や学習機会の提供を行います。所管は、自治人権推進課と各公民館です。自治人権推進課が所管する、男女平等参画推進センターにおいて、固定的性別役割分担意識に関する講演会・講座を開催しました。各公民館につきましては、固定的な性別役割分担意識解消を主な目的とした事業を実施するのは困難ではありますが、各公民館が規模・設備にあわせ、男性の家庭参加や役割分担意識の見直しにつながる講座等を開催しています。

事業 No. 43<学校教育における男女平等教育の推進>です。男女平等参画意識の形成やジェンダーにとらわれない男女を育成するため、男女平等の視点に立った教育を進めるとしています。所管は指導課です。子どもたちが学校教育活動全般を通して、人権意識・人権感覚を養い、男女平等という考え方を理解するとともに、個を尊重し合い、共に協力し合おうとする態度を育成しました。

事業 No. 46<学校と家庭、地域との連携>です。PTA 活動等を活用し、家庭や地域と連携して、男女平等参画の醸成を図るとしています。こちらも所管は指導課です。人権をテーマにした標語コンテストを行いました。人権教育に係る取り組みを学校だよりや PTA 役員会で、保護者や地域に発信することにより、家庭や地域での話題とするきっかけになりました。

【会長】

重点事業および基本目標 1 の人権の尊重について、質問がありましたらお願いします。

[質問なし]

それでは、基本目標 II あらゆる場への男女平等参画の推進に移ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

基本目標 II は、あらゆる場への男女平等参画の推進です。男女平等参画社会の形成には、個性や能力を発揮できる社会の実現が求められています。その実現のためには、男女が共に家庭的責任、地域活動への参加などをそれぞれの状況に応じて両立し、個人が生き方を自由に選択できる環境づくりが重要です。しかし、依然として男性は仕事、女性は家事や育児といった固定的性別役割分担意識が根強く残っているため、ワーク・ライフ・バランスを支援する社会環境づくりを進めていく必要があります。社会全体が固定的性別役割分担意識や女性に対する偏見をなくし、女

性の存在や能力を正しく認識し、男女が対等に意見を反映できるような社会づくりを推進していきます。

事業No.52<各種審議会・委員会等の女性委員比率の向上>です。女性委員の登用率の向上に向け、女性委員のいない審議会などの解消を進めるなど、関係部署への周知を図り、目標比率（35%）の達成を目指します。所管は行政管理課と自治人権推進課です。令和5年度は、女性委員比率は27%でした。目標値である35%達成のため、今後も啓発を続けていく必要があります。

事業 No. 56 <事業所や各種団体等への男女平等意識の醸成>です。男女平等参画社会に関する情報を提供し、男女平等意識の醸成を図ります。所管は自治人権推進課です。千葉県立佐倉高等学校でパートナーシップ制度についての講座を実施し、若い世代へ男女平等参画意識の醸成を図ることができました。

事業No.61<市管理職への女性登用推進>です。性別にかかわらず、適切な人事管理を行う中で、女性の管理職への登用を促進します。所管は人事課です。能力に応じて職員配置を行い、女性管理職の積極的登用に努めました。しかし、令和5年度では、管理的地位にある女性職員の割合18.1%となり、女性活躍推進法に掲げる目標値20.0%を若干下回りました。

事業No.64<多様な働き方ができる環境の整備>です。都内など、市外に通勤していた方へ、テレワークを行える場を提供したことで、利用者の職住近接を実現し、ワーク・ライフ・バランスの改善に寄与しました。

事業 No. 66<事業所等へのワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発>です。所管は商工振興課です。佐倉商工会議所において市内事業者向けに開催されたSDGs経営セミナーを後援することにより、経営者に対しワーク・ライフ・バランス意識の普及・啓発を図りました。

事業 No. 68<女性の職業能力開発の支援>です。就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報提供を行うとしています。こちらも、所管は商工振興課です。千葉県ジョブサポートセンターや近隣市町村との共催で女性向け再就職支援セミナーを開催しました。参加者13名中、3名が参考になった、10名が大変参考になったと回答し、高い満足度が得られました。

事業 No. 69<就業相談事業の支援>です。広報紙等を利用し、定期的に就業相談窓口情報を提供するとともに、関係機関との連携を図りながら、女性の就職・再就職

等のための相談事業の支援を行うとしています。こちらも、所管は商工振興課です。ミレニアムセンター佐倉内に地域職業相談室を設置し、こうほう佐倉に利用案内を掲載しました。

事業No.74<農業従事者を対象に、男女平等参画を実現するための研修会等の開催>です。農業における男女平等参画実現を目指し、研修会等を開催します。所管は農政課です。集団での研修は参加が難しい農業者も多いことから、該当する農業者に個別説明を実施しました。

事業 No. 82<家庭における男女平等参画意識の浸透を図るための学習機会や情報の提供>です。男女が共に助け合い、ワーク・ライフ・バランスがとれた社会づくりへの意識向上のため、情報提供を行うとしています。所管は自治人権推進課です。令和5年度は、男女平等参画推進センターにおいて、男女平等参画講演会の開催や、YouTubeによる講座配信をおこないました。

事業 No. 84<保育サービス等の充実>です。仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、多様な保育制度の充実を図ります。所管はこども保育課です。乳児保育事業・障害児保育事業・延長保育事業は市内全ての公立・私立保育園で実施済です。また、保育士の質向上のための研修を行っています。

事業 No. 88<保育施設等の整備、拡充>です。保育ニーズに対応するため、保育施設の整備等を行います。所管はこども政策課です。令和6年4月に開園する保育所の施設整備を行いました。結果、令和6年4月時点での待機児童は0人でした。

事業No.89<学童保育事業の充実>です。日中、保護者がいない児童に対し、学童保育の充実を図ります。所管はこども保育課です。学童保育所は全小学校区に整備され、全学年の受け入れ態勢が整っています。

事業 No. 94<地域活動における女性リーダーの育成>です。女性のエンパワーメント講座の開催など、地域活動における女性リーダー育成に努めます。所管は自治人権推進課です。公益活動実施団体を対象にリーダー養成講座「YouTube動画の制作現場を見てみよう」を実施しました。また、地区代表者説明会を実施し、手引きを配布しました。

事業No.101<市民参加による男女平等参画事業の充実>です。市民や団体との協力、協働で実施することにより、男女平等参画の推進を図ります。所管は自治人権推進課です。ミウズ登録団体と協力しパネル展示をおこない、多くの市民に活動内容を

知ってもらうことが出来ました。また、千葉県男女共同参画地域推進員活動に参加し、北総地域の推進員とともに男女平等参画に関する啓発も行っています。

【会長】

基本目標Ⅱあらゆる場への男女平等参画の推進の事業について、質問がありましたらお願いします。

【委員】

事業 No. 89 学童保育事業の充実。で、目標は書いてあるが、実績が書かれていない理由は为什么呢。

【事務局】

資料の記載漏れなので、確認します。

【会長】

そのほかに質問あったら、お願いします。

無いようですので、私から一点。事業No.101、自治人権推進課の千葉県男女共同参画地域推進活動に参加。とありますが、これは、どのぐらいの人数でどういう目的で、行っていますか。

【事務局】

こちらの活動は、北総地域の各市町村の職員1人と、選出された推進員1人の計2名で参加しています。男女共同参画においての、県と市町をつなぐパイプ役となることを目的に、毎月1回の会議や、講座の受講等を行っています。昨年は、北総地域各市町村を訪問し、各市町が抱えている問題等について、推進員とともに議論をする活動を行いました。

【会長】

他に何か質問はありますか。

[質問なし]

それでは、基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実に移ります。

【事務局】

基本目標Ⅲは、安心して暮らせるまちづくりです。一人ひとりが、生涯を通じて心身ともに健康で生き生きと暮らしていくことは、男女平等参画社会づくりを実現していくうえで、とても重要なことです。そのために、年代や個々の健康状態に応

じた健康教育や健康相談が受けられる環境整備はもちろん、性の違いによる的確な医療である性差医療という考え方もある中で、様々なケースに配慮した医療、保健への対応が必要になっています。このようなことから、安全に子どもを産み、育てていく環境の整備や高齢者、障害を持つ人への福祉の充実、生きがいを持てる学習機会や情報の提供など進めています。

事業No.119<高齢者が孤立しない地域ネットワークづくりの支援>です。高齢期を豊かに過ごすために、一人ひとりが生きがいを持ち続けるとともに、孤立することのないよう異世代や地域との交流活動を支援します。所管は高齢者福祉課と各公民館です。高齢者福祉課では、まちづくり協議会との共催で、認知症の疑いのある高齢者が行方不明と想定し、発見時に適切に声かけをするための「認知症高齢者声かけ訓練」を実施しました。

公民館では、市民カレッジや各公民館独自のイベント等を開催し、高齢者の学習機会の提供と生きがいづくり、仲間づくりの場を提供しました。各公民館で人口や地域性の違いもあり、事業規模の差はございますが、講座の開催等をとおして、高齢者の交流の場を提供しています。

続きまして、基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実です。男女平等参画を推進していくためには、市民や事業所などが協働して取組みをしていく必要があります。そのためには、市内の推進体制の強化を図り、職員一人ひとりが男女平等参画意識をもって、各施策や事業にあたることを求められます。このことから、国や県、近隣市町村をはじめとした関係機関と連携した取組みを進めるとともに、男女平等参画推進センターの機能の充実を図りながら、男女平等参画社会づくりを着実にすすめるための事業を実施します。

事業No.129<市職員への意識啓発>です。男女平等参画の視点に立って施策を推進できるよう、職員の意識度合いを把握します。所管は、自治人権推進課です。毎年、職員向けに、人権・男女平等参画に関するアンケート&自己点検を実施し、男女平等参画に関する用語の認知度、職員の意識度合いを把握すると同時に、意識づけを図っております。

【会長】

基本目標Ⅲ安心した暮らせるまちづくりと基本目標Ⅳ推進体制の整備・充実について、質問がありましたらお願いします。

[質問なし]

それでは、今後の流れについて、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

まずは、評価前の事業担当課への質問・意見出しをお願いします。男女平等参画の視点で、各担当課が事業を実施していたか、施策が実行されていたかを確認いただき、日ごろ佐倉市政に関わっていらっしゃる皆様の経験から、評価をお願いします。その後、事務局で、各委員の評価を集計し、それをもとに、第3回の会議で、審議会として総合評価を決定していただくこととなります。また、重点事業以外の事業については必要に応じて提言をいただきます。

【会長】

事務局の説明について意見・質問があればお願いします。

[意見なし]

【会長】

それでは、これで終了ということですので、事務局にお返ししたいと思います。

【事務局】

佐倉市男女平等参画推進センター事業について、指定管理者の方から報告いたします。

【佐倉市男女平等参画推進センター】

[男女平等参画推進センター令和6年度事業報告、今後の予定報告]

【事務局】

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

午後 11 時 35 分 閉会